

2020年5月22日

アテネ市中心街への自動車・オートバイ乗り入れ禁止措置

1 自動車乗り入れ禁止措置

5月22日、ギリシャ政府は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、歩行者保護のため、アテネ市中心街(ミトロポレオス通り—エルム通り—アシナス通りで囲まれる範囲内)への自動車・オートバイの乗り入れ禁止措置を発表しました。エルム通りについては一部のみ禁止となっています(アシナス通りからアギオン・アソマトン通りまでの間)。

この措置については5月21日から3か月間有効とのことですが、一部報道では、実際に適用されるのは6月15日からともされています。また、違反金は150ユーロとのことです。

2 例外

- (1) 国会議員等、法執行機関職員、軍人、医療従事者、保健省・市民保護省職員
- (2) 上記地区内の住民による移動(IDカード、旅券等証明書の携帯・提示が必要)
- (3) 上記地区内の駐車場への移動(上記同様にIDカード等の携帯・提示が必要)
- (4) タクシー(乗車・下車に限る)
- (5) 公共交通機関
- (6) 上記地区内で営業する店舗の商品補充等(証明書の携帯・提示が必要)

3 地図

下記の地図をご参照ください。

在ギリシャ日本国大使館

電話: 210-670-9910, 9911

F A X: 210-670-9981

H P: <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

メール: consular@at.mofa.go.jp



